

議案第 4 号

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（平成19年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会への諮問並びに調査権限及び調査審議等に関する規定について所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第12条 第8条第1項の規定による決定（以下「公開決定等」という。）又は第7条の規定による請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第12条の次に次の7条を加える。

（審査会への諮問等）

第12条の2 公開決定等又は第7条の規定による請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会（第13条第1項に規定する伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会をいう。次条から第12条の8までにおいて同じ。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- （1）審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対の意見（第8条第4項の意見をいう。）があるときを除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - （2）請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - （3）当該審査請求に係る公文書の公開について第1項第2号の反対の意見をした第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査会の調査権限）

第12条の3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記

録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第12条の4 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第12条の5 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第12条の6 審査会は、第12条の3第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条の7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条の8 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第13条第1項中「前条第1項に規定する審査を行うため」を「この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。